

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

売れる製品やサービスがお客様が求めているものです。市場で売れている製品を素早く開発して売り切る。水戸で創業したポイントの戦略です。市場反応の早さは現場への権限委譲です。「現場主義」とはよく言われますが、部門から部門へ引き渡される仕事も、少しでも断絶すればロスも生まれスピードも落ちます。部門間の断絶は、それをつなぎ合わせるコミュニケーションやシンプルなシステムが重要になります。それには組織を統一する強いリーダーシップが必要です。
民主党のチームワークが乱れています。

私の書棚より

○ビジネスに必要な要素は、教科書に書いてあるような人やモノやカネではないのです。「何がなんでもやりたい」という意志と情熱と行動力。この三つが整っていれば、あとはなんとかなるものです。
○「答えはわからない」という前提の下で、常にお客様の動向を確認しながら右往左往しながら進んでいくほうがうまくいくものなのです。

『『ビジネス』の発想法』
木村剛著 ナレッジフォア

税務アンテナ

□法人などの使用者が、役員又は使用人に対して、職務に直接必要な技術若しくは知識を習得させ、又は免許若しくは資格を取得させるための研修会、講演会等の出席費用又は大学等における聴講費用に充てるものとして支給する金品については、費用として適正なものに限り、課税しなくても差し支えないものとされています。
又、雇用関係のない看護学生の奨学金貸与についても、将来の勤務を前提とするものであり、使用人に対して支給するものと特段の差がないため、無利息貸付け及びその返還債務の免除による経済的利益も、課税しなくても差し支えありません。

□仮装経理による申告と納税をすると、法人が更正の請求をしても、その後の確定決算で修正経理を行いそれに基づく確定申告書を提出するまでは、税務署長は更正をしないことができることになっています。
この場合でも、直ちに法人税が還付されず、更正の日前 1 年以内に開始する事業年度の法人税額のみ還付され、残額があれば 5 年にわたって、その後の各事業年度の法人税額から順次控除することになっています。
ただし、仮装経理ではなく単純な会計処理の誤りについては、訂正年度で前期損益修正損などの会計処理で済ますことができます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

6 月の 税 務 ス ケ ジ ュ ー ル

10 日	○ 5 月分の源泉所得税の納付
15 日	○ 所得税の予定納税額の通知
30 日	○ 4 月決算法人の確定申告 ○ 10 月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 7 月、10 月、22 年 1 月決算法人の消費税中間申告

30 日	○ 6 月決算法人の消費税各種選択届出書提出
------	------------------------

今月の贈る言葉『焦りは新たな焦りを生み、後悔は新たな後悔を生む』 by ゲーテ